

防衛装備に係る事業者の下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定  
に向けた有識者検討会（第1回）  
議事要旨

日時：令和5年6月28日（水曜日）17時15分～18時35分

場所：経済産業省本館5階会議室

出席者：

（有識者）

尾畑 裕 明治学院大学 教授

土谷 俊文 （一社）日本造船工業会 企画部長（瀬部 充一 専務理事の代理）

福田 和彦 （一社）日本防衛装備工業会 事務局長（高島 巖 専務理事の代理）

藤野 琢巳 （一社）日本航空宇宙工業会 専務理事

細田 孝一 神奈川大学 名誉教授

※中村 洋明 大阪公立大学 客員教授は欠席。

（事務局）

呉村 益生 経済産業省 製造産業局 航空機武器宇宙産業課 課長

府川 秀樹 経済産業省 製造産業局 航空機武器宇宙産業課 防衛産業企画官

鮫島 大幸 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課 課長

松本 恭典 防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 課長

（オブザーバー）

江頭 博之 国土交通省 海事局 船舶産業課 舟艇室長・船舶産業高度化基盤整備室長

## 議題

1. 開会
2. 出席者紹介等
3. 趣旨説明
4. 防衛産業の実態
5. 下請中小企業政策の概要説明
6. 今後の進め方
7. 意見交換
8. 閉会

## 議事要旨

資料4～6について、それぞれ事務局から説明し、以下のとおりコメントがあった。

### <有識者コメント>

- ・防衛装備品のサプライチェーン上では、特殊工程等外注している場合もあり、そういった工程の受注者もヒアリングやアンケート調査の対象にすべき。
- ・航空機については、機体の製造のみならず、エンジン等の製造に係る事業者についてもヒアリング・アンケート調査の対象にすべき。
- ・航空機など既に業種別ガイドラインが存在する中で、まずは現在の業種別ガイドラインを遵守することが重要なのではないかと。
- ・防衛産業の特性による取引の特殊性に鑑みて、問題があるのであればその原因を正し、適正な取引を行っていくことが重要。例えば、防衛産業の特殊性は、最終的な元請けが官公庁であること。官公庁であるが故の制度制約が下請取引に影響を落としている部分がないかという検証等が必要。
- ・防衛装備の調達について、プライムコントラクターから先の下請取引については、防衛省からも、民の契約であり、見えない部分が存在。適正な価格として取引されているのか、という点についての説明責任とも関わること。
- ・今後策定するガイドラインは、どの課題にアドレスするものなのか、ということをしつかりと考える必要があるのではないかと。
- ・防衛産業では、実態上、競争がないという点を考える必要。能力等の面で独占的な受注をしている企業では、予算制約はあるが、その競争がないという違いは意識が必要。中小企業でも、特殊な技術・能力が必要な部品が存在し、そこに頼まざるを得ないということもある。そのため、中小企業であることをもって即座に取引上の立場が常に弱い、ということにはなり得ない部分が、通常の民需と比べて多く存在するのではないかと。
- ・今後の進め方については賛同。ヒアリングの対象企業は、銃砲・弾薬、車両、通信・電信、航空機、艦艇、水中武器、水上武器等広範多岐の事業分野に渡ることになると推測される。ヒアリングやアンケート調査を進めていく中で、より深掘りをする必要があるかもしれない。
- ・造船業においては、ガイドライン及び自主行動計画ともに策定済み。艦艇では「秘」の取扱いや搭載武器の官給といった点で特殊な点はあるものの、発注元が官でも民でも下請との関係性や取引の構造は変わらない。本検討会へのご協力はする所存。

### <事務局コメント>

- ・既存の業種別ガイドライン・自主行動計画ともに内容は多様。防衛産業についても、その産業の特徴・特色に応じた内容にすることが好ましいと考えている。

- ・既存の業種別ガイドラインがある航空機産業においても、民需と防需では少し様相の異なる取引形態があると理解。どういった課題にアドレスするガイドラインとするのかという策定プロセスでも、また、ガイドライン策定後にどのようにエンフォースメントをしていくのかという段階でも検討。またガイドラインの対象範囲は、下請中小企業振興法の範囲を少し超えて、大企業・中堅企業の取引の実態も見ていく必要。

- ・防衛産業において、単純に、民需の世界だけの取引形態とはかなり異なっているという実態が、ガイドラインの策定、又は策定後のフォローアップの過程で抽出されてくると想定しており、その課題をどう取り扱うかは、業界団体の皆様や関係省庁等とともに取り組んでいくことが必要。官公需である防衛調達の制度的制約を受けて、取引適正化に至っていない部分があるとすれば、会計法令等の範囲内で、制度改正を検討することも念頭。

- ・個別分野の深掘りについては、ヒアリング・アンケート調査の結果も踏まえつつ、対応。

## お問合せ先

製造産業局 航空機武器宇宙産業課

電話：03-3501-1692

FAX：03-3501-7062